

香川県広域水道企業団職員の住居手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第10号

香川県広域水道企業団職員の住居手当に関する規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員の住居手当に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（支給される職員）</p> <p>第2条 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号。以下「条例」という。）第8条第1号の企業長が定めるものは、自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員の扶養親族たる者（<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）</u>）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第6条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この項において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに企業長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員を除く。）とする。</p> <p>2 略</p>	<p>（支給される職員）</p> <p>第2条 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号。以下「条例」という。）第8条第1号の企業長が定めるものは、自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員の扶養親族たる者（<u>条例第6条に規定する扶養親族で給与規程第9条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この項において同じ。）</u>）が所有する住宅及び職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）</u>）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに企業長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員を除く。）とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。